

賃金規定

第1章 総則

第1条 適用範囲

この規定は、株式会社 リセントキャリア尾張（以下会社とする）就業規則第12条に基づき派遣労働者（以下スタッフとする）の賃金について定めたものである。

第2条 スタッフの賃金の決定

1・労働者派遣法第30条の4に基づく労使協定の対象となるスタッフ（以下、「協定対象スタッフ」という。）の賃金については、次の各号に定めるものとする。

（1） 基本給

基本給は時間給とし、年齢、経験、勤続年数、技能、資格、業務内容を勘案し、各人ごとに個別の雇用契約（就業条件明示書）によって定めるものとする。

（2） 時間外労働

1日8時間、又は1週40時間を超えて労働させた場合は、2割5分増しの賃金を支払う。

（3） 法定休日

法定休日に労働させた場合には3割5分増しの賃金を支払うものとする。

（4） 変形労働時間制（フレックスタイム制も含む）を採用した場合で労働基準法の定めるところによる時間外労働をさせた場合は2割5分増しの賃金を支払う。

（5） 深夜（午後10時から午前5時）に労働させた場合は、2割5分増しの賃金を支払う。

（6） 会社が責任を負わなければならない事由で休業し、そのために労働者が就業できない場合、労働基準法第26条により平均賃金の60%以上を「休業手当」として労働者に対して支払うものとする。

その他、会社が認めた場合、別途手当を支給することがある。

2・労働者派遣法第30条の3に基づく派遣先均等・均衡方式によるスタッフ（以下、



「派遣先均等・均衡方式によるスタッフ」という。)

基本給、諸手当その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常の労働者の待遇との間において、均等・均衡を図るものとする。スタッフの待遇については、「雇用契約書兼就業条件明示書」において明示する

- 3・前各項の詳細（支給金額、支給条件）については「雇用契約書兼就業条件明示書」に明示するものとする。

第3条 賃金の支払い方法

（1）賃金の支払いについて

当月企業締日の翌月企業締日に銀行振り込みにて支払うものとする。

支払いに当たっては、所得税等法令に定められたものを控除し、直接通貨により、又はスタッフの指定する銀行その他の金融機関の口座への振り込みによって行う。ただし、口座振り込みの場合に支給日が銀行その他の金融機関の休日に当たるときは、その前日に振り込むものとする。

（2）週払いの対応について

フルタイム（実働8時間程度）の方を対象に、就業開始2週目～2ヶ月間のみ、希望する場合対応するものとする（勤務状態により延長する場合も有り得る。）

・月曜から金曜（平日分のみ）の、遅刻・早退・欠勤をしていない日を1日とカウントし、フルタイム就業日数×4000円/日（週上限2万円）を翌週の原則木曜日（会社カレンダーにて年間の週払い対応日は記載）に振込みにて支払うものとする。

※上限金額を超える週払い対応の依頼が発生した場合は、事業所責任者の判断により対応する場合が有り得る。

※但し、GW、年末年始等、祝日が連続する場合には、予告無く申請及び入金日の変更が発生する場合があります。

・残りの給与については、正規給与日に支払いを行うものとする。

※週払い手数料1回につき432円(税込)を月払給与にて合算して控除する。（上限金額を超える週払い対応による手数料金額の変動分は労働者負担とする。）

第4条 交通費の負担について

協定対象スタッフの交通費は、次の取扱いとし、派遣先均等・均衡方式によるスタ

ツフの交通費は、派遣先に雇用される通常の労働者と均等を図る。

- (1) 公共交通機関の場合、上限 72 円×所定労働時間／日までを実費で支給する。
- (2) 自動車通勤の場合は 1km あたり 9 円を支給する。(地図上直線距離にて換算)
ただし、1 ヶ月の上限は、12,456 円とする。なお、1km あたりの金額は、ガソリン単価の変動により、単価を変更することがある。

※キャリアアップ受講時は上限を超える場合は、別途精算する。

第5条 制服・保護具について

- (1) 弊社から貸与させていただく制服・保護具に関しては、勤務期間に関わらず勤務最終日より 10 日以内にクリーニング済みの状態で返却してください。10 日以内にご返却のない場合は買取していただくとし、弊社規定額を給与より控除する。
- (2) 派遣先にて買取支給される制服及び備品代については、本人負担とする。ただし、入社から 3 ヶ月を越えた労働者は、全ての制服及び備品を会社負担とする。早期退職等の事情により、給与控除できない差額分については領収書作成の元、現金徴収させて頂きます。(夏季・冬季等種類により金額は異なります)

第6条 各教育訓練の賃金の支払いについて

安全衛生訓練について

- ・教育訓練時間は労働時間とし、個々の雇用契約書兼就業条件明示書に記載された時間給を支払うものとする。

待機中・雇入れ時、その他教育訓練について

- ・教育訓練時間は労働時間とし、個々の雇用契約書兼就業条件明示書に記載された時間給を支払うものとする。

キャリアアップ訓練について

- ・キャリアアップ訓練における訓練時間は労働時間とし、個々の雇用契約書兼就業条件明示書に記載された時間給を支払うものとする。

この規則は、令和 5 年 2 月 1 日より改定施行する。

